

令和 5 年 6 月 23 日

高度被ばく医療支援センター 関係各位

基幹高度被ばく医療支援センター 事務局

## 基礎研修及び専門研修<sup>\*</sup>の講師資格について（注意喚起）

旧体系研修での講師経験による講師資格については、研修の修了資格と同様に**令和 5 年度末(令和 6 年 3 月 31 日)**が有効期限となっていることから、特に、専門研修を実施する高度被ばく医療支援センターの関係者に注意喚起させていただきます。お手数ですが、貴センター内の関係者の方に広く周知いただき、注意喚起いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、基礎研修については、新体系の中核人材研修の修了資格でも講師を務めることができますので、必要に応じて、研修主催者となる関係道府県等にも注意喚起をしていただけますと幸いです。

<sup>\*</sup>中核人材研修、派遣チーム研修、甲状腺簡易測定研修、ホールボディカウンター研修、染色体分析研修

### **【重要】間もなく講師資格が失効する方がいます！**

旧体系研修で講師経験があれば、現在の研修体系でも講師資格はありますが、その有効期限は**令和 5 年度末(令和 6 年 3 月 31 日)**となっています。講師資格を維持するためには、**令和 5 年度末(令和 6 年 3 月 31 日)**までに①講師を 3 回務めるか、②講師養成研修を受講してください。詳細は以下の説明をご参照ください。

### **【用語】**

- 「取決め」：被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め
  - 「細則」：被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め（細則）
- 上記規定の内容については、以下の認定委員会 HP をご参照ください  
<https://www.qst.go.jp/soshiki/101/48071.html>  
(末尾に上記規定に関連する条文のみ抜粋して、掲載します。)

## 1. 現在講師資格のある方（取決め第19条、細則第3条（5）、第25条）

以下の（1）（2）のいずれかになります。

### （1）旧体系研修\*で講師経験あり

**講師資格は令和5年度末(令和6年3月31日)まで有効 【重要】間もなく失効します！**

\*平成26年度～令和2年度に開催された研修のうち、認定委員会が作成した「過去研修リスト」記載の研修。同リストは、以下の認定委員会HPに掲載されています。（以下のURLから参照いただけます）

<https://www.qst.go.jp/soshiki/101/48071.html>

### （2）令和3年度以降の講師養成研修を修了

講師資格は、講師養成研修修了日から3年後の年度末まで有効

【注】令和3年度以降に中核人材研修を修了した方は、修了証有効期限（修了日から3年後の年度末）内において、基礎研修の講師を務めることができます。

## 2. 講師資格の新規取得（取決め第19条、細則第3条（5））

講師養成研修の修了が必要です。

講師養成研修受講の最短ルートは、基礎研修修了→中核人材研修修了→講師養成研修受講。

【注】基礎研修の講師については、中核人材研修修了でも担当可能です。

## 3. 講師資格を維持する方法（取決め第12条（9）、第19条、細則第25条）

講師資格有効期限内に、以下の（1）（2）のいずれかが必要です。

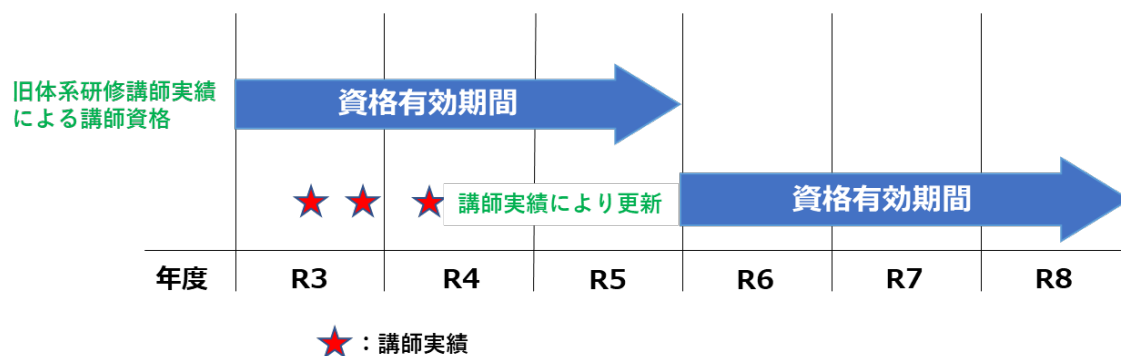
### （1）講師\*<sup>1</sup>を3回\*<sup>2</sup>以上担当→現在お持ちの講師資格が3年間延長されます。

\*<sup>1</sup>認定委員会に提出した実施報告書に講師として記載されている場合にカウントされます。いわゆるメイン講師か補助講師かは問いません。

\*<sup>2</sup>同一研修につき1回、同一日の研修につき1回とカウントします。

例1）令和5年度第1回中核人材研修（量研）で講義を3コマ担当した  
→あわせて講師1回とカウント

例2）午前に基礎研修で講義を1コマ担当し、同じ日の午後に中核人材研修で講義を1コマ担当した  
→あわせて講師1回とカウント

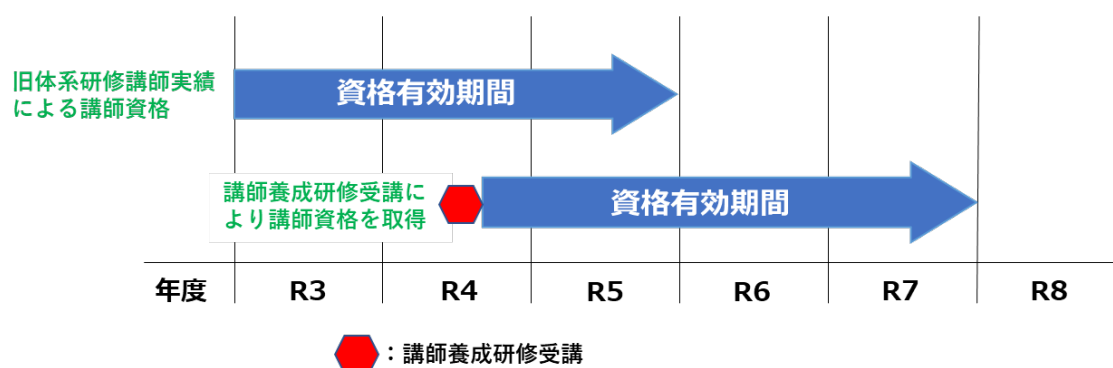


(2) 講師養成研修を受講（講師資格があれば、他の研修を受講することなく直接講師養成研修を受講できます）→新たに講師資格を取得したことになるので、講師資格有効期限は、講師養成研修修了日から3年後の年度末

【令和5年度の講師養成研修開催予定】

- ・令和5年8月25日（金）
- ・令和6年2月9日（金）

いずれも午後半日のweb研修の予定



なお、(1) と (2) 両方該当の場合は、(1) が適用されます。



(注) 中核人材研修修了資格により基礎研修講師を担当されている方が、講師の継続を希望する場合は、中核人材研修修了証が失効（修了日から3年後の年度末）する前に、中核人材研修を再受講して修了証を更新するか講師養成研修を受講する必要があります。

【参考①】

高度専門研修（高度専門被ばく医療研修、講師養成研修、体外計測研修、バイオアッセイ研修、高度専門染色体分析研修）の講師については、上記の講師資格を有しているか（高度専門被ばく医療研修は除く）、若しくは、研修開催責任者が研修に関わる専門知識を有していると認めれば担当することが可能です（細則第9～13条）。

なお、これら高度専門研修についても、講師を務めることにより、講師実績にカウントされます。

【参考②】 参照条文

「取決め第12条第(9)号」

(研修の受講資格)

第12条 認定委員会が認定する研修を受講する者は、次の各号に掲げる者とする。

〔中略〕

- (9) 高度専門研修のうち、講師養成研修を受講する者は原子力災害医療派遣チーム研修、原子力災害医療中核人材研修、ホールボディカウンター研修のいずれかを修了し有効期限内の修了証を有する者および講師登録している者とする。

「取決め第19条」

(講師資格)

第19条 令和3年3月末までに認定委員会が認める原子力災害医療に関する研修の講師経験があるも者、または令和3年4月以降に講師養成研修修了者は講師として認定し、認定期間は3年とする。資格の更新の条件及び手続きは、別に定める。

「細則第 3 条第 (5) 号」

(研修認定基準)

第 3 条 次の各号の認定基準に則り、基礎研修を認定する。

〔中略〕

- (5) 各講義の講師は、令和 3 年 3 月末までに認定委員会が認めた原子力災害医療に関する研修の講師経験のある者、または令和 3 年 4 月以降に原子力災害医療中核人材研修修了者もしくは講師養成研修修了者であること。

「細則第 9 条」

第 9 条 高度専門研修（高度専門被ばく医療研修）における認定基準を次の各号の通り定める。

〔中略〕

- (4) 各講義の講師は、研修開催責任者が研修に関わる専門知識を有していると認めた者であること。

「細則第 10 条～13 条」

(各条の末号にて以下のとおり記載)

「各講義の講師は、令和 3 年 4 月以降に講師養成研修修了者、もしくは研修開催責任者が研修に関わる専門知識を有していると認めた者であること。」

「細則第 25 条」

(講師資格の更新)

第 25 条 講師資格有効期間は登録日から 3 年後の年度末とする。更新の手続きを次の各号の通り定める。

- (1) 講師資格の有効期間内に 3 回以上の講師履歴を有する場合は更新を認める。  
講師資格有効期間は、前回の講師資格有効期間が終了する年度の翌年度の開始の日から 3 年以内とする。
- (2) 講師履歴は同一研修につき 1 回、同一日の研修につき 1 回とする。
- (3) 令和 2 年度（令和 3 年 3 月末）までに講師履歴がある者の講師資格有効期間は、令和 5 年度（令和 6 年 3 月末）までとする。

以上

【問合せ先】

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  
基幹高度被ばく医療支援センター 事務局  
Tel. 043-206-4607 (担当：三嶋、深堀)  
e-mail : [koudo\\_kikaku@qst.go.jp](mailto:koudo_kikaku@qst.go.jp)